



「遺言信託」って何だろう？

最近、信託銀行、銀行など(以下では、便宜上「信託銀行」と言いますが)、「遺言信託」サービスなるものを盛んに宣伝しています。

このサービスは、遺言書作成のサポート、遺言書の保管と遺言者の安否確認、遺言執行を組み合わせたものです。



「遺言信託」の中身

まず、遺言書は公証人が作成するのが通常です(公正証書遺言)。公正証書遺言の作成にあたり、公証人は、依頼者と面談して、その考えを聴き取りし、それをもとに遺言書を作成します。信託銀行は、依頼者と公証人の面談の段取りをして、遺言書の作成がスムーズに行くようにサポートします。遺言者が遺言の執行を信託銀行に頼む場合は、遺言書に信託銀行を、遺言執行者として指定します。

次に、信託銀行は、公証人が作成した遺言書の写しを保管し(原本は公証人役場で保管します)、定期的に、郵便などにより、遺言者の安否確認をします。せっかく遺言をしても、遺言者が死亡した際に、遺言書の存在が分からなかったり、相続人が遺言書を無視して財産分けをしたりすることがありますので、それを避けるためのサービスです。

最後に、遺言書に信託銀行が遺言執行者として指定されている場合、遺言者が死亡した時は信託銀行が遺言書の記載にもとづいて、財産の分配などを実行します。

迷ったらご相談を

信託銀行の「遺言信託」は、遺言者にとってさまざまな利点がありますが、それなりの費用もかかります。もし「遺言信託」を利用するかどうか、迷われたら、当事務所の弁護士にご相談ください(なお、信託銀行の「遺言信託」は信託法上の遺言信託とは別のものです)。(定者吉人)



平成27年1月・2月の 説明会・相談会等のご案内

●「全国一斉生活保護ホットライン」
1月19日(月)10時～17時 電話番号:
0120-158-794 (当日のみの番号
です) / 相談無料 / 主催 & 問合せ先: 日
本弁護士連合会 TEL: 03-3580-9500



●「B型肝炎訴訟 呉説明会」
2月7日(土)13時～15時 13時から全
体説明会、その後個別相談会を実施し
ます。途中からの参加も可能です。 / 参加
および相談無料・予約不要 / 場所: 呉市
きんろうプラザ(ビュー・ポートくれ)3階中
会議室 / 問合せ先: B型肝炎訴訟広島
弁護団事務局 TEL: 082-223-6589



散歩をするのが好きです。
中央公園のあたりから、旧太田川沿いに北へ向かうのが昔からのお気に入りです。
冬は完全防寒体制で、モコモコしながら歩いています。

弁護士法人 広島みらい法律事務所

広島みらい 事務所 検索

HP ▶ <http://www.hiroshima-mirai.com/>

広島本所 **Hiroshima office**
〒730-0013 広島市中区八丁堀2-31瀧池ビル9階
☎ **082-511-7772**
【受付時間】9:00～18:00 (平日)

尾道支所 **Onomichi office**
〒722-0036 尾道市東御所町4-16尾道駅前ビル2階
☎ **0848-21-0045**
【受付時間】9:00～17:30 (平日)

大竹支所 **Otake office**
〒739-0611 大竹市新町1丁目8-3 アーバンタワー大竹1階
☎ **0827-54-1222**
【受付時間】9:00～17:30 (平日)

所属弁護士：二國則昭、定者吉人、見之越常治、森井基嗣、半澤茜、深田健介、橋本敬介

所属弁護士：成廣貴子、佐藤邦男

所属弁護士：丸亀日出和

夜間や土日などの相談も受け付けております。
相談希望の方は、お気軽に電話でお問い合わせ下さい。